

令和 6 年
3 月高浜市議会定例会
参 考 資 料

目 次

種類・番号	件 名	頁
同意第 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	4
同意第 2 号	教育委員会教育長の任命について	6
議案第 3 号	高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について	7
議案第 4 号	工事請負契約の変更について	12
議案第 5 号	高浜市税条例及び高浜市国民健康保険税条例の一部改正について	13
議案第 6 号	高浜市上水道事業給水条例等の一部改正について	18
議案第 7 号	高浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	20
議案第 8 号	高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	21
議案第 9 号	高浜市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について	24
議案第 10 号	高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について	27
議案第 11 号	高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	28
議案第 12 号	高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について	29
議案第 13 号	高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	30
議案第 14 号	高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	
議案第 15 号	高浜市介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	35

議案第 16 号	高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について	36
----------	--	----

同意第 1 号関係

固定資産評価審査委員会委員の選任について

委員の定数	3 人
委員の任期	3 年
今回選任する委員の数	1 人
氏名	山 口 清 隆 （ 6 5 歳 ）
略歴	個人情報のため、非公表



同意第 2 号関係

教育委員会教育長の任命について

教 育 長 の 定 数	1 人
教 育 長 の 任 期	3 年
氏 名	岡 本 竜 生 （ 6 0 歳 ）
略 歴	個人情報のため、非公表

議案第 3 号関係

高浜市使用料及び手数料条例の一部改正新旧対照表

改 正 後					改 正 前				
別表第 5（第 3 条関係）					別表第 5（第 3 条関係）				
種 類	単 位	金 額（円）	徴収の時 期	備 考	種 類	単 位	金 額（円）	徴収の時 期	備 考
行政不服審査法の規定に 基づき審理員が交付する 提出書類等の写し等の作 成手数料～臨時運行許可 申請手数料	略	略	略	略	行政不服審査法の規定に 基づき審理員が交付する 提出書類等の写し等の作 成手数料～臨時運行許可 申請手数料	略	略	略	略
戸籍の謄本若しくは抄本 又は戸籍証明手数料	1 通	4 5 0	同上		戸籍の全部又は一部の記 録事項証明手数料	1 通	4 5 0	同上	
除籍の謄本若しくは抄本 又は除籍証明手数料	1 通	7 5 0	同上		除かれた戸籍の謄・抄本 交付手数料（除かれた戸 籍の全部又は一部の記録 事項証明手数料）	1 通	7 5 0	同上	
戸籍に記載した事項に関 する証明手数料	1 件	3 5 0	同上		戸籍に記載した事項に関 する証明手数料	1 件	3 5 0	同上	
除籍に記載した事項に関 する証明手数料	1 件	4 5 0	同上		除かれた戸籍に記載した 事項に関する証明手数料	1 件	4 5 0	同上	
戸籍電子証明書提供用識 別符号の発行手数料（電	1 件	4 0 0	同上						

子情報処理組織を使用する方法で請求及び発行を行う場合並びに同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合を除く。)									
除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（電子情報処理組織を使用する方法で請求及び発行を行う場合並びに同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合を除く。)	1 件	7 0 0	同上						
戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）第 4 8 条第 1 項の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明、同法第 4 8 条第 2 項若しくは第 1 2 6 条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載	1 通	3 5 0	同上		戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）の規定に基づく届出若しくは申請の受理に関する証明手数料又は届書その他受理をした書類に記載した事項に関する証明手数料	1 通	3 5 0	同上	

した事項の証明又は同法 第 1 2 0 条の 6 第 1 項の 規定に基づく届書等情報 の内容の証明手数料									
上質紙を用いた婚姻、離 婚、養子縁組、養子離縁 又は認知の届出の受理に 関する証明手数料	1 通	1, 4 0 0	同上		上質紙を用いた婚姻、離 婚、養子縁組、養子離縁 又は認知の届出の受理に 関する証明手数料	1 通	1, 4 0 0	同上	
戸籍法第 4 8 条第 2 項の 規定に基づく届書その他 市長の受理した書類の閲 覧又は同法第 1 2 0 条の 6 第 1 項の規定に基づく 届書等情報の内容を表示 したものの閲覧手数料	1 件	3 5 0	同上		戸籍法の規定に基づく届 書その他受理した書類の 閲覧手数料	1 件	3 5 0	同上	
印鑑登録証交付手数料～ 美術館・図書館資料利用 手数料	略	略	略	略	印鑑登録証交付手数料～ 美術館・図書館資料利用 手数料	略	略	略	略

高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について

1 条例改正の背景・経過

令和元年5月31日に「戸籍法の一部を改正する法律」が公布され、市民の利便性の向上と戸籍事務の効率化を図るために、全国市区町村の戸籍情報を連携させる新たな戸籍情報連携システムを構築し、5年以内に施行することとされました。

本改正は、令和6年3月1日に「戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）」の附則第1条第5号に掲げる規定が施行され、次に掲げるサービス提供が可能となったことに伴うものです。

- (1) これまで本籍地のみに限定されていた戸籍謄本や除籍謄本の交付が、本籍地以外の市区町村窓口においても可能となります（広域交付）。
- (2) 他の行政機関への手続の際に添付する戸籍謄本等に代わる戸籍及び除籍電子証明書の提供を可能とするための識別符号（戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号）の発行が始まります。
- (3) 届出等の書類をスキャンした画像情報（電子化された届書等情報）の内容に係る証明書についても、交付又は閲覧が可能となります。

2 条例改正の目的

戸籍法、地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正に伴い、戸籍／除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る新たな手数料等を定めるものです。

3 改正の概要

(1) 戸籍謄本等の広域交付に伴い、広域交付に係る戸籍証明手数料及び除籍証明手数料を戸籍謄本等の交付手数料と同額（1通につき戸籍は450円、除籍は750円）とします。

(2) 電子証明書提供用識別符号に係る発行手数料を追加します。

ア 戸籍に係る発行手数料は、1件につき400円

イ 除籍に係る発行手数料は、1件につき700円

ウ ア、イについては、マイナポータル（マイナンバーカード所有者利用サイト）を利用する場合及び戸籍証明書等と同時に取得する場合は無料とします。

※法務省からの情報では、行政手続において電子証明書提供用識別符号の利用が可能となるのは、早くとも令和6年度末となる予定です。

(3) 戸籍の届書等の書類が電子化されることに伴い、その届書等情報の内容に係る証明書の交付及び閲覧に係る手数料を、交付は1通につき350円、閲覧は1件につき350円とします。

4 施行期日

令和6年3月1日

高取小学校長寿命化改良工事請負契約の変更について

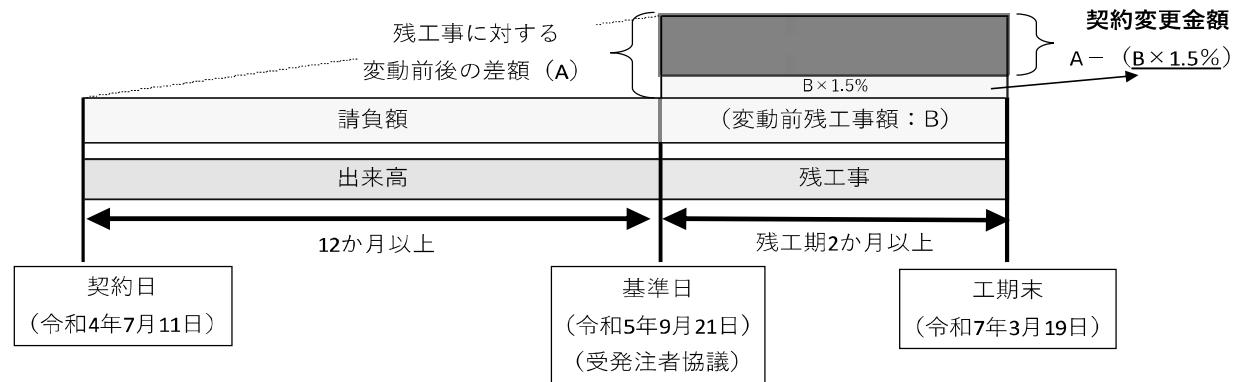
1 工事請負契約の変更理由

高取小学校長寿命化改良工事の残工事部分について、資材及び労務単価等の変動が生じたため、高浜市工事請負契約約款第26条第1項から第4項までの規定に基づき、基準日時点(※)の変動前残工事額と変動後残工事額との差額のうち、変動前残工事額の1.5%を超える部分について、工事請負契約の変更を行うもの。

※基準日：協議請求のあった日（令和5年9月21日請求）

2 契約変更金額

3, 394万6千円（変更前：10億3,255万9千円 変更後：10億6,650万5千円）

3 主な対象工事

- ア 南舎1階～3階の内部改修
- イ 中舎2階旧コンピュータ教室の内部改修
- ウ 外構工事

※「高取児童クラブ長寿命化改良工事及びみどり学園解体工事」については、令和4年度に完了しているため契約変更は行わない。

議案第 5 号関係

高浜市税条例及び高浜市国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
・高浜市税条例の一部改正 （市民税の減免） 第 4 9 条 略 2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限 _____ までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 （1）～（3） 略 3 略 （固定資産税の減免） 第 6 5 条 略 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限 _____ までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 （1）～（5） 略 3 略 （種別割の減免） 第 8 0 条 略	・高浜市税条例の一部改正 （市民税の減免） 第 4 9 条 略 2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 （1）～（3） 略 3 略 （固定資産税の減免） 第 6 5 条 略 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 （1）～（5） 略 3 略 （種別割の減免） 第 8 0 条 略

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限_____までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

3 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第81条 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限_____までに、市長に対して身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。））、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

3 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第81条 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。））、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者

の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

（１）～（６） 略

３ 第１項第２号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限_____までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第２項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

４ 略

（特別土地保有税の減免）

第１０２条 略

２ 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限_____までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）～（３） 略

３ 略

・高浜市国民健康保険税条例の一部改正

（国民健康保険税の減免）

第２５条 略

の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

（１）～（６） 略

３ 第１項第２号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前７日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第２項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

４ 略

（特別土地保有税の減免）

第１０２条 略

２ 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前７日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）～（３） 略

３ 略

・高浜市国民健康保険税条例の一部改正

（国民健康保険税の減免）

第２５条 略

2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限_____までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、同日までに申請書を提出することができないことにつき相当の理由があると市長が認めるときは、同日後においても申請書を提出することができる。

(1)～(3) 略

3 略

2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、同日までに申請書を提出することができないことにつき相当の理由があると市長が認めるときは、同日後においても申請書を提出することができる。

(1)～(3) 略

3 略

高浜市税条例及び高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

1 改正目的

令和6年度から個人市民税と併せて徴収する森林環境税の免除申請期限は、納期限まで（「申請書の提出があった日以後に納期限が到来する森林環境税の額に相当する額を免除する」）となっている。現在、市民税等及び国民健康保険税の減免申請期限は、納期限前7日までとなっており、森林環境税と相違が生じることから、森林環境税と同様に減免申請の期限を納期限までに変更とする。

2 改正内容

個人市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、及び国民健康保険税の減免申請の期限を「納期限前7日まで」から「納期限まで」に改正する。

※都市計画税は、賦課徴収について固定資産税の例によると規定されている。

3 施行日

令和6年4月1日

議案第 6 号関係

高浜市上水道事業給水条例等の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
・高浜市上水道事業給水条例の一部改正 (工事の申込み) 第 1 0 条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号。以下「法」という。）第 1 6 条の 2 第 3 項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事（以下「給水装置工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ市長に申し込まなければならない。 2 ～ 4 略 (給水装置の基準違反に対する措置) 第 3 7 条の 2 略 2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 1 6 条の 2 第 3 項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 ・高浜市水道事業の設置等に関する条例の一部改正	・高浜市上水道事業給水条例の一部改正 (工事の申込み) 第 1 0 条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号。以下「法」という。）第 1 6 条の 2 第 3 項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事（以下「給水装置工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ市長に申し込まなければならない。 2 ～ 4 略 (給水装置の基準違反に対する措置) 第 3 7 条の 2 略 2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 1 6 条の 2 第 3 項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 ・高浜市水道事業の設置等に関する条例の一部改正

(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。 ・高浜市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正 (水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。 ・高浜市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正 (水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 厚生労働大臣 _____ の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
--	---

議案第 7 号関係

高浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 5 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 1 0 万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 5 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 1 0 万円以上である場合とする。

議案第 8 号関係

高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前				
(補償基礎額) 第 5 条 略 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9, 100 円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1 万 4, 200 円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 及び 4 略 別表（第 5 条関係） 補償基礎額表 <table border="1"> <tr> <td>階級</td><td>勤務年数</td></tr> </table>	階級	勤務年数	(補償基礎額) 第 5 条 略 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8, 900 円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1 万 4, 200 円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 及び 4 略 別表（第 5 条関係） 補償基礎額表 <table border="1"> <tr> <td>階級</td><td>勤務年数</td></tr> </table>	階級	勤務年数
階級	勤務年数				
階級	勤務年数				

	10年未満	10年以上20年未満	20年以上		10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	14,200円	団長及び副団長	<u>12,440円</u>	<u>13,320円</u>	14,200円
分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>	分団長及び副分団長	<u>10,670円</u>	<u>11,550円</u>	<u>12,440円</u>
部長、班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>	部長、班長及び団員	<u>8,900円</u>	<u>9,790円</u>	<u>10,670円</u>
備考 1及び2 略				備考 1及び2 略			

議案第 8 号概要資料

高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の概要について

1. 改正理由

非常勤消防団員等及び消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）に係る損害補償については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号。以下「基準政令」という。）の定める基準に従い、各市町村が条例で定める額に基づき行うこととなっている。一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）が改定されることに伴い、基準政令で定める非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額を引き上げるための改正が行われ、令和 6 年 4 月 1 日に施行することが予定されている。

本市においても、基準政令の改正に基づき、高浜市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 20 号。以下「条例」という。）で定める非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額について所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

①条例第 5 条第 2 項第 1 号、別表関係

（単位：円）

階 級	勤 務 年 数		
	1 0 年未満	1 0 年以上 2 0 年未満	2 0 年以上
団長及び副団長	1 2, 5 0 0 (1 2, 4 4 0)	1 3, 3 5 0 (1 3, 3 2 0)	1 4, 2 0 0 (1 4, 2 0 0)
分団長及び副分団長	1 0, 8 0 0 (1 0, 6 7 0)	1 1, 6 5 0 (1 1, 5 5 0)	1 2, 5 0 0 (1 2, 4 4 0)
部長、班長及び団員	9, 1 0 0 (8, 9 0 0)	9, 9 5 0 (9, 7 9 0)	1 0, 8 0 0 (1 0, 6 7 0)

備考：（ ）内書は現行の補償基礎額である。

②条例第 5 条第 2 項第 2 号関係

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を 8, 9 0 0 円から 9, 1 0 0 円に引き上げる。

議案第 9 号関係

高浜市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(定義) 第 2 条 この条例において使用する_____用語の意義は、<u>法において使用する用語の例</u>による。	(定義) 第 2 条 この条例において、<u>次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ</u>による。 (1) <u>空家等</u> 市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。 (2) <u>所有者等</u> 所有者又は管理者をいう。 (3) <u>市民等</u> 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。 (4) <u>空家等対策計画</u> 法第 6 条第 1 項の規定に基づき、市が別に定める高浜市空家等対策計画をいう。 <u>(空家等の所有者等の責務)</u> 第 3 条 <u>空家等の所有者等は、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。</u> (市の責務) 第 3 条
(市の責務) 第 3 条	(市の責務) 第 4 条 <u>市は、空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるも</u>

市は、<u>法第4条第1項に規定する責務のほか、次条第2項の規定により市民等（市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。以下同じ。）から提供された空家等に関する情報を適切に取り扱うよう努めるものとする。</u> （市民等の役割） <u>第4条</u> 略 （協議会） <u>第5条</u> <u>法第8条第1項の規定に基づき、高浜市空家等対策協議会</u> （以下「協議会」という。）を置く。 2 協議会は、次に掲げる事項を協議する。 （1） 略 （2） <u>次条第2項の認定に関する事項</u> （3） 略 3～6 略 （<u>管理不全空家等及び特定空家等の認定</u>） <u>第6条</u> 市長は、空家等が<u>法第13条第1項に規定する状態にあると認めるときは、管理不全空家等に認定するものとする。</u> <u>2</u> 市長は、空家等が<u>法第2条第2項に規定する</u> _____ _____ _____ _____状態にあると認めるときは、協議会に諮	<u>のとする。</u> <u>2</u> 市は、_____次条第2項の規定により市民等_____から提供された空家等に関する情報を適切に取り扱うよう努めるものとする。 （市民等の役割） <u>第5条</u> 略 （協議会） <u>第6条</u> <u>法第7条第1項の規定に基づき、高浜市空家等対策協議会</u> （以下「協議会」という。）を置く。 2 協議会は、次に掲げる事項を協議する。 （1） 略 （2） <u>次条第1項の認定に関する事項</u> （3） 略 3～6 略 （_____特定空家等の認定） <u>第7条</u> 市長は、空家等がそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認めるときは、協議会に諮
--	---

り、特定空家等_____に認定するものとする。 <u>3</u> 市長は、<u>前2項に規定する認定</u>を行ったときは、速やかに、当該<u>管理不全空家等及び特定空家等の所有者等</u>に通知するものとする。ただし、過失がなくて通知を受けるべき者を確知することができないときは、この限りでない。 (管理不全空家等及び特定空家等に対する措置) <u>第7条</u> 市長は、<u>前条第1項に規定する認定を受けた管理不全空家等に関し、法第13条の定めるところにより措置を講ずることができる。</u> <u>2</u> 市長は、<u>前条第2項に規定する認定を受けた特定空家等に関し、法第22条の定めるところにより措置を講ずる</u>_____ことができる。 (委任) <u>第8条</u> 略	り、特定空家等（<u>法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。以下同じ。</u>）に認定するものとする。 <u>2</u> 市長は、<u>前項の</u>_____認定を行ったときは、速やかに、当該_____特定空家等の所有者等に通知するものとする。ただし、過失がなくて通知を受けるべき者を確知することができないときは、この限りでない。 (_____特定空家等に対する措置) <u>第8条</u> 市長は、<u>前条第1項の</u>_____認定を受けた特定空家等に関し、<u>法第14条の定めるところにより、助言若しくは指導、勧告、命令又は行政代執行若しくは略式代執行を行うことができる。</u> (委任) <u>第9条</u> 略
--	--

議案第 1 0 号関係

高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
職名	議員報酬月額	職名	議員報酬月額
議長	4 6 2 , 0 0 0 円	議長	4 5 7 , 0 0 0 円
副議長	3 9 8 , 0 0 0 円	副議長	3 9 3 , 0 0 0 円
議員	3 7 1 , 0 0 0 円	議員	3 6 7 , 0 0 0 円

議案第 1 1 号関係

高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
別表第 1 （第 3 条関係）		別表第 1 （第 3 条関係）	
職名	給料月額	職名	給料月額
市長	9 1 2 , 0 0 0 円	市長	9 0 1 , 0 0 0 円
副市長	7 5 8 , 0 0 0 円	副市長	7 4 9 , 0 0 0 円
教育長	6 6 0 , 0 0 0 円	教育長	6 4 2 , 0 0 0 円

議案第 12 号関係

高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前								
(利用の許可) 第 4 条 次のコミュニティプラザの施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 <table border="1"> <tr> <td>高浜市南部ふれあいプラザ</td><td>談話室、喫茶レストラン、パン工 房棟</td></tr> <tr> <td>高浜市南部第 2 ふれあいプラザ ～高浜市高取ふれあいプラザ</td><td>略</td></tr> </table> 2 略	高浜市南部ふれあいプラザ	談話室、喫茶レストラン、パン工 房棟	高浜市南部第 2 ふれあいプラザ ～高浜市高取ふれあいプラザ	略	(利用の許可) 第 4 条 次のコミュニティプラザの施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 <table border="1"> <tr> <td>高浜市南部ふれあいプラザ</td><td>談話室 _____</td></tr> <tr> <td>高浜市南部第 2 ふれあいプラザ ～高浜市高取ふれあいプラザ</td><td>略</td></tr> </table> 2 略	高浜市南部ふれあいプラザ	談話室 _____	高浜市南部第 2 ふれあいプラザ ～高浜市高取ふれあいプラザ	略
高浜市南部ふれあいプラザ	談話室、喫茶レストラン、パン工 房棟								
高浜市南部第 2 ふれあいプラザ ～高浜市高取ふれあいプラザ	略								
高浜市南部ふれあいプラザ	談話室 _____								
高浜市南部第 2 ふれあいプラザ ～高浜市高取ふれあいプラザ	略								

議案第 13 号関係

高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
・高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正 (会計年度任用職員の給与) 第 3 条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、<u>勤勉手当及び退職手当</u>をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。 2 及び 3 略 <u>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u> <u>第 14 条の 2 給与条例第 21 条の規定は、任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u> <u>2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。</u> (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第 22 条 給与条例第 20 条から第 20 条の 3 までの規定は、任期の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員（1 週間当たりの勤務時間が著しく短い者として市長が規則で定めるものを除く。以下<u>この条及び次条第 1 項</u>において同じ。）について準用す	・高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正 (会計年度任用職員の給与) 第 3 条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当<u>及び退職手当</u>をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては報酬<u>及び期末手当</u>をいう。 2 及び 3 略 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第 22 条 給与条例第 20 条から第 20 条の 3 までの規定は、任期の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員（1 週間当たりの勤務時間が著しく短い者として市長が規則で定めるものを除く。以下<u>この条</u>において同じ。）について準用す

る。この場合において、給与条例第20条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 及び 3 略

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第22条の2 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1月当たり

る。この場合において、給与条例第20条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 及び 3 略

<u>の平均額」と読み替えるものとする。</u> 2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。</u> ・高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 (会計年度任用企業職員の給与) 第19条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員（次項において「会計年度任用企業職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u> (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び退職手当 2 略	・高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 (会計年度任用企業職員の給与) 第19条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員（次項において「会計年度任用企業職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当<u>及び期末手当</u> _____ (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当_____及び退職手当 2 略
---	--

議案第 14 号関係

高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第 7 条 略 2 給与条例第 21 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____ _____のうち、基準日以前 6 月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 (育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整) 第 8 条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。</u>）を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を 100 分の 100 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則で定めるところにより、その者の号給を調整することができる。	(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第 7 条 略 2 給与条例第 21 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。</u>）のうち、基準日以前 6 月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 (育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整) 第 8 条 育児休業をした職員（<u>会計年度任用職員</u>_____を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を 100 分の 100 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則で定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

議案第 13 号及び第 14 号
概要資料

高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び高浜市企業職員の
給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正の概要について

1 改正理由

地方自治法の改正により、令和6年4月1日から会計年度任用職員（会計年度任用企業職員を含む。以下同じ。）に対して勤勉手当の支給が可能となることから、本市会計年度任用職員について令和6年度より勤勉手当を支給するための所要の改正を行う。

2 高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

勤勉手当の支給

地方自治法の改正に伴い、国より会計年度任用職員に勤勉手当を適切に支給すべきと示されたため、令和6年度より勤勉手当を支給するための改正を行う。

■支給対象 任期の定めが6月以上の会計年度任用職員（フルタイム：第14条の2、パートタイム：第22条の2）

■支給割合 （正規職員の勤勉手当と同様の支給割合）

	6月期	12月期	年間支給月数
令和6年度	1.025 月分	1.025 月分	2.05 月分

3 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

育児休業をしている職員のうち、勤勉手当の支給を受ける職員に関する条文から会計年度任用職員を除く規定を削除する。

4 施行日

令和6年4月1日

高浜市介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

1. 制定の背景

本条例は、介護保険法の規定に基づき、介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準や事業者の指定に関する基準を定めるものであり、これまで別々に定められていた「地域密着型サービス」、「地域密着型介護予防サービス」、「居宅介護支援」及び「介護予防支援」をひとつに取りまとめ、新たに制定するものです。

2. 制定の内容

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等（第4条―第8条）

第3章 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等（第9条―第12条）

第4章 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等（第13条―第17条）

第5章 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準等（第18条―第22条）

3. 施行期日

➤ 令和6年4月1日

議案第 16 号関係

高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第 1 章 略	第 1 章 略
第 2 章 介護保険事業等の実施	第 2 章 介護保険事業等の実施
第 1 節 略	第 1 節 略
<u>第 2 節 削除</u>	<u>第 2 節 保険給付（第 8 条・第 9 条）</u>
第 3 節及び第 4 節 略	第 3 節及び第 4 節 略
第 3 章～第 7 章 略	第 3 章～第 7 章 略
附則	附則
第 2 章 介護保険事業等の実施	第 2 章 介護保険事業等の実施
<u>第 2 節 削除</u>	<u>第 2 節 保険給付</u>
	<u>（居宅介護サービス費等区分支給限度基準額）</u>
<u>第 8 条及び第 9 条 削除</u>	<u>第 8 条 法第 43 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に代えて条例で定める居宅介護サービス費等区分支給限度基準額は、居宅要介護被保険者が受ける居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が要介護状態（要介護 1 及び要介護 2 については、法第 5 条の 2 に規定する認知症であって規則で定める程度以上のものである居宅要介護被保険者に限る。）の区分に応じて居宅介護</u>

(保険料率) 第11条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u> (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>2万9,830円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>4万3,128円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>4万7,081円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>6万1,098円</u> (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>7万1,880円</u> (6) 次のいずれかに該当する者 <u>8万4,099円</u> ア 略 イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に	<u>サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第1号ロからへまでに掲げる単位数にそれぞれ1.05を乗じて得た単位数（小数点以下切捨て）に至るまで居宅要介護被保険者が居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを受けることができる額とする。</u> 第9条 削除 (保険料率) 第11条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u> (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3万1,428円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>4万5,396円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>4万8,888円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>5万9,364円</u> (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>6万9,840円</u> (6) 次のいずれかに該当する者 <u>8万316円</u> ア 略 イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に
--	--

係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 8万7,693円

ア 略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 9万1,287円

ア 合計所得金額が130万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 9万3,444円

係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ
_____に該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 8万3,808円

ア 略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ
_____に該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 9万792円

ア 合計所得金額が210万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ
_____に該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 10万4,760円

ア 合計所得金額が210万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 10万7,820円

ア 合計所得金額が290万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 11万5,008円

ア 合計所得金額が320万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に

ア 合計所得金額が290万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 11万1,744円

ア 合計所得金額が320万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 11万8,728円

ア 合計所得金額が350万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に

係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ、第14号イ、
第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第
19号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 12万2,196円

ア 合計所得金額が350万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第 14 号イ、第 15 号イ、第 16 号イ、第 17 号イ、第 18 号イ又は第 19 号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 12万9,384円

ア 合計所得金額が420万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号イ、第１５号イ、第１６号イ、第１７号イ、第１８号イ又は第１９号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 13万6,572円

ア 合計所得金額が520万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

係る部分を除く。）、次号イ、第 13 号イ、第 14 号イ、
第 15 号イ又は第 16 号イ

に該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 12万2,220円

ア 合計所得金額が500万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（（1）に係る部分を除く。））、次号イ、第 14 号イ、第 15 号イ又は第 16 号イ _____ に該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 12万5,712円

ア 合計所得金額が600万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第15号イ又は第16号イ_____に該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 12万9,204円

ア 合計所得金額が700万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額について
この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 15万948円

ア 合計所得金額が620万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額について
この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イに該当する者を除く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 16万5,324円

ア 合計所得金額が720万円 未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額について
この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第18号イ又は第19号イに該当する者を除く。）

(17) 次のいずれかに該当する者 17万2,512円

ア 合計所得金額が850万円未満のものであり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額について
この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第16号イ
_____に該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 13万6,188円

ア 合計所得金額が850万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額について
この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ
_____に該当する者を除く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 14万6,664円

ア 合計所得金額が1,000万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額について
この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）
_____に該当する者を除く。）

<u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。））、次号イ又は第１９号イに該当する者を除く。）</u> <u>(18) 次のいずれかに該当する者 １７万９，７００円</u> <u>ア 合計所得金額が１，０００万円未満のものであり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</u> <u>(19) 次のいずれかに該当する者 １８万６，８８８円</u> <u>ア 合計所得金額が１，５００万円未満のものであり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u> <u>(20) 前各号のいずれにも該当しない者 １９万４，０７６円</u> ２ 前項第１号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>１万７，６１０円</u>とする。 ３ 前項の規定は、第１項第２号に掲げる第１号被保険者について	<u>(17) 前各号のいずれにも該当しない者 １５万３，６４８円</u> ２ 前項第１号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>１万７，４６０円</u>とする。 ３ 前項の規定は、第１項第２号に掲げる第１号被保険者について
---	---

の保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「1万7,610円」とあるのは「2万8,752円」と読み替えるものとする。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「1万7,610円」とあるのは「4万6,722円」と読み替えるものとする。

(端数処理)

第11条の2 前条の規定により算定された当該年度における保険料の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第13条 略

2 略

- 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額

の保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「1万7,460円」とあるのは「2万7,936円」と読み替えるものとする。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「1万7,460円」とあるのは「4万5,396円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第13条 略

2 略

- 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロ

に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額

と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

(保険料の減免)

第 19 条 略

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限（災害その他の特別な事情があると市長が認めた場合は、市長が別に定める日）までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日（災害その他の特別な事情があると市長が認めた場合は、市長が別に定める日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) ~ (3) 略

3 略

と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第8号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

(保険料の減免)

第 19 条 略

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

3 略

高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について

1. 改正の内容

第 9 期介護保険事業計画の計画期間における介護保険料率の見直しや上乘せサービスの廃止を行うほか、介護保険法施行令等の一部を改正する政令の施行などに伴い、第 1 号保険料の多段階化といった所要の規定の整備を行います。

① 上乘せサービスを廃止し、区分支給限度基準額を国基準とします。（第 8 条関係）

② 令和 6 年度から令和 8 年度までの介護保険料率を「別紙」のとおり改正します。（第 11 条関係）

区 分	第 9 期	第 8 期	比較
標準月額（第 5 段階）	5,990 円	5,820 円	+170 円
所得区分	20 段階	17 段階	+3 段階

・国の基準所得金額及び乗率の引上げに伴い、高額所得者の更なる多段階化を実施。

③ 保険料の減免申請の提出期限を納期限までとします。（第 19 条関係）

2. 施行日

令和 6 年 4 月 1 日

第8期及び第9期 介護保険料比較表

	第8期保険料(令和3年度～令和5年度)				第9期保険料(令和6年度～令和8年度)			
	基準額:5,820円(月額)				基準額:5,990円(月額)			
	所得段階	対象者	乗率	年額	所得段階	対象者	乗率	年額
市民税世帯非課税	第1段階 ※軽減あり	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者	0.45	31,428	第1段階 ※軽減あり	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者	0.415	29,830
		合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下	※0.25	※17,460		合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下	※0.245	※17,610
	第2段階 ※軽減あり	合計所得と課税年金収入の合計が80万円超120万円以下	0.65 ※0.40	45,396 ※27,936	第2段階 ※軽減あり	合計所得と課税年金収入の合計が80万円超120万円以下	0.60 ※0.400	43,128 ※28,752
	第3段階 ※軽減あり	合計所得と課税年金収入の合計が120万円超	0.70 ※0.65	48,888 ※45,396	第3段階 ※軽減あり	合計所得と課税年金収入の合計が120万円超	0.655 ※0.650	47,081 ※46,722
本人非課税かつ市民税世帯	第4段階	合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下	0.85	59,364	第4段階	合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下	0.85	61,098
	第5段階	合計所得と課税年金収入の合計が80万円超	1.00	69,840	第5段階	合計所得と課税年金収入の合計が80万円超	1.00	71,880
市民税本人課税	第6段階	前年合計所得が120万円未満	1.15	80,316	第6段階	前年合計所得が120万円未満	1.17	84,099
	第7段階	前年合計所得が120万円以上125万円未満	1.20	83,808	第7段階	前年合計所得が120万円以上125万円未満	1.22	87,693
	第8段階	前年合計所得が125万円以上210万円未満	1.30	90,792	第8段階	前年合計所得が125万円以上130万円未満	1.27	91,287
					第9段階	前年合計所得が130万円以上210万円未満	1.30	93,444
	第9段階	前年合計所得が210万円以上290万円未満	1.50	104,760	第10段階	前年合計所得が210万円以上290万円未満	1.50	107,820
	第10段階	前年合計所得が290万円以上320万円未満	1.60	111,744	第11段階	前年合計所得が290万円以上320万円未満	1.60	115,008
	第11段階	前年合計所得が320万円以上350万円未満	1.70	118,728	第12段階	前年合計所得が320万円以上350万円未満	1.70	122,196
	第12段階	前年合計所得が350万円以上500万円未満	1.75	122,220	第13段階	前年合計所得が350万円以上420万円未満	1.80	129,384
					第14段階	前年合計所得が420万円以上520万円未満	1.90	136,572
	第13段階	前年合計所得が500万円以上600万円未満	1.80	125,712	第15段階	前年合計所得が520万円以上620万円未満	2.10	150,948
	第14段階	前年合計所得が600万円以上700万円未満	1.85	129,204	第16段階	前年合計所得が620万円以上720万円未満	2.30	165,324
					第17段階	前年合計所得が720万円以上850万円未満	2.40	172,512
	第15段階	前年合計所得が700万円以上850万円未満	1.95	136,188				
	第16段階	前年合計所得が850万円以上1,000万円未満	2.10	146,664	第18段階	前年合計所得が850万円以上1,000万円未満	2.50	179,700
	第17段階	前年合計所得が1,000万円以上	2.20	153,648	第19段階	前年合計所得が1,000万円以上1,500万円未満	2.60	186,888
					第20段階	前年合計所得が1,500万円以上	2.70	194,076

※当該年度における保険料の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとします。
※国の低所得者に対する保険料軽減策により、第1段階の基準額に対する乗率は0.415から0.245に、
第2段階は0.6から0.4に、第3段階は0.655から0.65に軽減されます。